

## クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ

我が国のクルーズ市場は、近年外国からのクルーズ船の受入れ増大、さらには日本発着クルーズの進展もあり、大きく発展してきた。クルーズ船による訪日外国人数は年間250万人にまで増加し、寄港先の港は毎年100を超え地域経済の活性化に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても、横浜及び長崎において、多くの乗船者が感染する事案が発生した。

これらの事案により、我が国におけるクルーズに対する信頼や安心は失われている。2月末以降休止状態にある我が国のクルーズ市場を再開させるためには、クルーズ船に対する信頼や安心を取り戻すことが何よりも重要である。

このため、国土交通省では、クルーズ船の利用者、そして寄港する港湾の関係者等の安全・安心の確保に向け、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」の感染症、危機管理等の専門家(別添1)から意見を聞きつつ、国際ルールのあり方を含む対策の検討を進めてきた。

この中間とりまとめに向けて、クルーズ船が安全かつ安心に運航されるための短期的措置として、関係業界によるガイドライン整備、その実効性を担保するための措置等を中心に検討を進め、整理を行った。その具体的な内容は、以下のとおりである。

## I. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証について

### 1. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の課題及び教訓について

横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号及び長崎におけるコスタ・アトランティカ号における大規模クラスター事案については、今後、様々な検証、考察が行われるものと承知しているところであるが、現時点で国土交通省が課題、教訓とする事項は以下のとおりである。

#### (1) 船内の感染拡大について

①ダイヤモンド・プリンセス号事案では、以下のような事項が指摘されている。

- 初期段階で乗客に症状が表れたのが1月22日、23日の時点とされているが、イベントの中止、乗客の個室管理等の対策がとられたのは横浜港到着後検疫からの指摘を受けた後であった。
- 共用の施設や設備、共通のイベントを通じ感染が拡大した可能性がある。
- ビュッフェ等において多数の者が接触する物を通じた接触感染の可能性がある。

②コスタ・アトランティカ号事案では、以下のような事項が指摘されている。

- 4月19日に乗組員等の個室管理が開始されたが、3月中にウイルスが船内に持ち込まれ、3月下旬から感染が拡大した可能性がある。

#### (2) 再発防止に向けて(感染拡大防止のために必要な措置について)

##### ①船側に求められる措置

- 感染が疑われる者を早期に発見し、隔離。また、イベント等を速やかに中止。
- 感染が確認された者に係る外部への速やかな情報提供及び対応に関する協力を要請。
- 共用の施設や接触感染の可能性のある物品等について、頻繁な消毒を実施。
- 乗組員の教育訓練を徹底。また、船内における監督を徹底。
- 感染症対策や検疫を実施する関係機関に対し、全面的に協力。

##### ②受入港湾側の措置

- 初動対応を迅速かつ適切に実施するため、現場における正確な情報把握・共有実現のための体制を構築。
- 受入港湾において、検疫等のため必要となることを想定し、緊急搬送用動線やプレハブ等を設置するためのスペースを確保するなど、受入環境を整備。
- 事案対応時に必要となるマスクや防護服等を備蓄。
- 防護服の着脱や搬送に関する訓練など事前の備えを実施。

### ③国土交通省に求められる措置

- 本省及び受入港湾において、全体調整や初動対応を迅速かつ適切に実施する体制を構築。
- 船舶及び受入港それぞれにおいて、対応すべき事項を予め明示し、実施していくよう周知。
- 外国籍クルーズ船に対し、措置要請が確実に到達するよう、特に重要なものについては、代理店を通じた連絡に加え、運航会社の日本支社にも並行して措置要請を伝達するとともに、外国籍クルーズ船に対し、措置要請が確実に到達し、要請内容が実施されていることを代理店を通じ各船が本邦港へ入港する際に確認。

## Ⅱ. クルーズの再開にあたって

### 1. クルーズの再開に向けた基本的考え方、また、その条件等について

- ① 第一段階として、本中間とりまとめに添付された暫定ガイドライン(Ⅳ. 参照)に基づき、第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、国内のショートクルーズをトライアルとして実施。【短期的措置】
- ② 第二段階として、①のトライアル結果等を踏まえ、得られた知見をガイドラインに逐次反映した上で、当該ガイドラインに基づき、本格的に国内クルーズ運航を実施。【短期的措置】
- ③ 国際クルーズについては、水際対策の状況等を見極める必要はあるが、実施に備え、他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、ガイドラインの検討等所要の準備を進める。【継続検討】
- ④ なお、①から③に関するクルーズ船の受け入れにあたっては、クルーズ船事業者や地元の幅広い関係者は、安全性が確保された寄港となるよう必要な調整を図る。

### 2. 利用者の安心を取り戻すための取組について

クルーズ船に対する信頼や安心が失われている状況を踏まえ、以下の取組を進める。

#### ○安全性に係る信頼確保策の実施

- 国・関係自治体等の公的機関が関与し、安全対策についてPRを実施(政府広報等も要検討)。【短期的措置】
- 専門家の協力を得て、トライアル期間においてクルーズ船の点検を実施。【短期的措置】

### Ⅲ. 関係者の役割分担について

#### 1. 役割分担の検討にあたっての留意事項について

- ① クルーズ船事業者は、船内の衛生管理、乗客・乗組員の安全確保を一義的に行う役割を担う。一方で、陸上で団体行動を行うケース等を除けば、一般的に乗客の船外の行動については関知していないこと。
- ② また、クルーズ船事業者は、一義的に船内の安全確保を担うとしても、有症者や感染者の発生が疑われ、また、実際に発生した際には、医療機関等陸上の関係機関の協力なくして対応が困難であること。

#### 2. 港湾におけるクルーズ船の安全・安心な受入に向けた、クルーズ船事業者、港湾管理者(関係自治体)、国の関係機関、地方自治体の各部局等の役割や連携体制(医療機関、輸送機関を含む)について

- ① 受入港湾側は、クルーズ船の寄港に先立ち地域における感染者の受入体制の確認、乗客の陸上輸送に係る輸送機関との予備的調整等の協力を実施することが望まれる。
- ② クルーズ船の受入判断や有症者・感染者等への対応が求められる際には、船内で行われる対策や想定されるリスクを基に、クルーズ船事業者、検疫等の国の関係機関、港湾管理者や保健所等を含む地方自治体との間で、課題の把握と対応を迅速かつ適切に行える体制を構築。
- ③ 船内で感染者が確認された場合、国内クルーズの場合は次港での陸上隔離に対応するため、港湾管理者、保健所等関係機関に、また、国際クルーズの場合は次の港を所管する検疫当局等関係機関に速やかに連絡するとともに、関係者に情報が共有・伝達される体制を構築。
- ④ 万一の事態に備えて、クルーズ船の寄港に関わる関係機関間の対応訓練を実施。

### 3. 国際クルーズの再開に向けた感染の未然防止や拡大防止のため、関係国、クルーズ船事業者が果たすべき役割

国際クルーズ、とりわけ外国籍クルーズ船を積極的に受け入れていく観点から、以下のような役割分担をたたき台とし、今後議論を深めていく必要があるのではないか。【継続検討】

#### ① 防止

- クルーズ船事業者が対策に責務を負うべき。
- クルーズ船船長が対策に責務を負うべき。
- 旗国は、自国籍船に所要の感染症対策を講じさせる責務を負うべき。
- 運航国(クルーズ船事業者の本社法人の国籍国)は、自国のクルーズ船事業者に所要の感染症対策を講じさせることが期待される。  
※便宜置籍船を多く抱えるクルーズ船事業者に対しては、運航国の役割が大きいと思料される。  
※他方で、クルーズ船事業者は、「多国籍企業」として存在していることに留意が必要。
- 寄港国は、自国に寄港する船(その運航事業者)に自国の法令に従わせることが可能。  
※米国、EU ともに入港する船の運航事業者に対するガイドラインを作成している。

#### ② 発生時

- クルーズ船事業者は船内の事象に対し責務を負うべき(寄港国との協力を含む。)
- クルーズ船船長は船内の事象に対し責務を負うべき(寄港国との協力を含む。)
- 旗国は、自国籍船の船長に適切に対処させる責務を負うべき(寄港国への通報・協力要請を含む。)
- 運航国は、自国のクルーズ船事業者に適切に対処させることが期待される。(寄港国への通報・協力要請を含む。)
- 寄港国は、その受け入れ能力を踏まえ、検疫等を実施するとともに、乗客・乗組員の安全確保のため、クルーズ船事業者・船長に対し必要な協力を行う。

#### ③ 拡大時

- クルーズ船事業者は、寄港国の対応に協力する責務を負うべき。
- クルーズ船船長は、寄港国の対応に協力する責務を負うべき。
- 旗国は、船長を寄港国に協力させる役割が期待されるべき。
- 運航国は、クルーズ船事業者を寄港国に協力させる役割が期待されるべき。
- 寄港国は、その受け入れ能力を踏まえ、検疫等を実施するとともに、関係者の協力を得て、乗客・乗組員の安全確保のため必要な措置をとることが期待されるべき。

## IV. 安全・安心確保に向けた具体的措置(その制度化を含む。)について

### 1. 国内クルーズの再開にあたり、クルーズ船事業者において直ちに講ずべき短期的措置(=「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(以下、「船舶ガイドライン」という。)に盛り込むべき措置等)について

- ① クルーズ船事業者が遵守すべき船舶ガイドラインに、以下の措置を盛り込む。
  - 検温、質問の実施等、乗客の事前スクリーニングのための措置
  - マスク着用、手洗い、消毒等、乗客・乗組員の感染予防のための措置
  - 船内施設の座席数減、間隔確保、ビュッフェの中止等、乗客・乗組員の感染予防のための措置
  - 乗客・乗組員の健康管理、早期受診の徹底等、疑わしい者の早期発見のための措置(船内における検査の実施を含む。)
  - 船内隔離、イベント中止等、船内の感染拡大防止のための措置
  - 感染発生時の陸上機関との連携
  - 衛生管理体制の構築(対応マニュアルの作成、乗組員の教育訓練の実施)
- ② 船舶ガイドライン((一社)日本外航客船協会(JOPA)の暫定ガイドライン)は別添2のとおり。
- ③ 上記措置の実施をより確実にするため、所要の法令改正を実施する。
- ④ なお、船内で感染者が確認された場合には、その時点で船内イベント及び船内施設の使用を中止し、他の乗客は自室にて待機させる。その上で、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本として予めクルーズ船事業者が港湾管理者と調整)に向かうことを基本とする。ただし、最終的な対応については、医療体制等陸上の受入体制、感染者や濃厚接触者の数等も考慮し、保健所等、関係機関の指示・助言を踏まえ決定される。

### 2. クルーズ船事業者において、中長期的に講ずべき措置について

○クルーズ船事業者が講ずべき中長期的措置について、以下のとおり検討を進める。【継続検討】

- ソフト面の対策に加え、ハード面の対策の必要性を整理
- 関係国の役割分担について検討を進め、この中でクルーズ船事業者の役割を整理(再掲。III. 3. 参照)
- 上記を踏まえた法令の手当や条約化を含む国際的な議論・検討を推進

### 3. 旅客ターミナル等における感染を防止するための措置(＝クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(以下、「港湾ガイドライン」という。)に盛り込むべき措置)等港湾管理者に期待される事項について

- ① 旅客ターミナルや埠頭における感染防止対策を実施。
  - ターミナルビル従業員の感染防止(健康状態確認等)
  - クルーズ乗客・乗組員とターミナルビル従業員との感染防止(症状のある者の入場回避、マスク着用、列や座席の間隔確保、消毒薬配置等)
- ② 港湾ガイドライン(日本港湾協会の暫定ガイドライン)は別添3のとおり。
- ③ 港湾管理者等は、クルーズ船の寄港受入に際し、船舶ガイドライン及び港湾ガイドラインへの適合を確認するとともに、都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関で構成される協議会等における合意を得た上でクルーズ船を受け入れることが望まれる。
- ④ 船内で感染者が確認されたクルーズ船の受入にあたり、医療機関への搬送等を安全かつ速やかに実施できるよう、感染状況に応じた初動体制の構築や、埠頭における搬送用動線の調整等を予め行っておくことが望まれる。
- ⑤ クルーズ船事業者等と連携して、寄港地観光中の感染症対策の周知等クルーズ船事業者と地域の相互理解の促進に努めることが望まれる。

### 4. クルーズの発着港と途中寄港地に求められる役割について

- ① クルーズの発着港となる主要な港湾においては、予め受入体制の構築や訓練等を特に行っておく必要がある。
- ② 途中寄港地であっても、急を要する患者対応等があり得ることから、一定の受入体制を構築する必要がある。
- ③ 船内で感染者が確認された場合には、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本として予めクルーズ船事業者が港湾管理者と調整)に向かうことを基本とする(ただし、最終的な対応については、医療体制等陸上の受入体制、感染者や濃厚接触者の数等も考慮し、保健所等、関係機関の指示を踏まえ決定される。)



## V. 実効性担保のあり方について

### クルーズ船事業者等が講ずべき措置を確実に実施させるための仕組みについて

- ① クルーズ船事業者(邦船社)が策定する手順書(マニュアル)の船舶ガイドラインへの適合状況について、(一財)日本海事協会(NK)が認証を行う。【短期的措置】
- ② ①に加え、邦船社については、海上運送法に基づく安全管理規程に感染症対策(衛生管理規程(仮称))を追加すること、また、衛生管理規程を遵守することを義務づけることにより、さらに強力に実効性を担保する仕組みを設ける。【短期的措置】
- ③ クルーズ船事業者(外国船社)に対する実効性担保のあり方については、①に準じた措置を講じるべく関係者と調整のうえ整理を行う。また、さらに強力に実効性を担保する仕組みについては、中長期的な措置を含め、検討を進める。その際、外国船社は邦船社のように規制の対象となっていないことに留意する。【継続検討】

## VI. 国際的なルール作りを含む主導的役割のあり方

### 国土交通省が対応すべきクルーズの安全・安心の確保に向けて必要とされた措置のうち、国際的なルール作りが必要な事項の実現に向けた国土交通省の役割について

○外務省等関係機関と連携し、国際海事機関(IMO)における国際ルール作りも視野に、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を我が国が主導する。【継続検討】

※5月28日、我が国はIMO臨時理事会に議論の重要性を呼びかける文書を提出。